

令和4年度

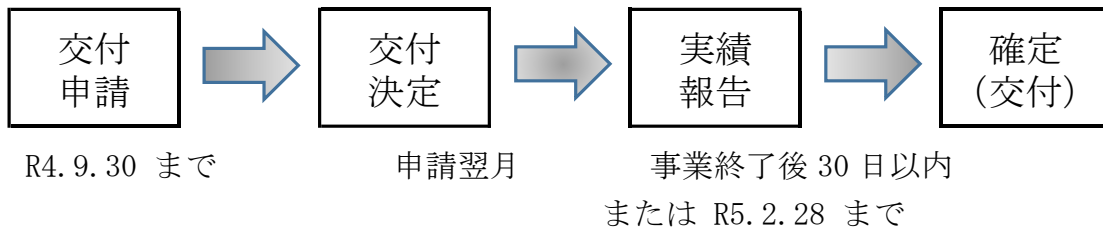
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

石垣市高齢者介護施設等燃料費負担軽減支援補助金について（概要）

1. 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける石垣市内の介護サービス事業者の負担軽減・経営支援を目的とし、事業者に対し、燃料費を補助対象として補助金を交付します。

★申請の流れ



2. 補助対象者

令和4年8月1日時点（以下「基準日」という。）において、石垣市内に事業所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する別表に掲げる介護サービス等を提供している事業所を運営する法人又は開設者（以下「事業者」という。）とする。

3. 補助金交付額

基準日において、事業者が石垣市内に所有（リース含む。）する自動車1台につき30,000円を上限とする。

4. 事業者の手続き

①交付申請

提出期限 令和4年9月30日（金）

提出書類 石垣市高齢者介護施設等燃料費負担軽減支援補助金交付申請書（様式第1号）、事業所別申請額一覧（別紙1）、対象車両の自動車検査証、その他関係書類

※交付申請は「法人単位」で行ってください。同一法人が複数のサービス事業所等を運営している場合は、法人において取りまとめ、申請してください。

※自動車を令和4年4月1日から令和4年7月31日の間に新たに所有している場合は、次の計算式により申請額を算定してください。

算定式： 30,000円×（当該車両の年度内稼働見込月数÷12か月）

【裏面につづく】

②実績報告

補助金の交付を受けた事業者は、実績報告が必要です。

提出期限

事業終了後 30 日を経過した日または

令和 5 年 2 月 28 日のいずれか早い日

提出書類 石垣市高齢者介護施設等燃料費負担軽減支援補助金実績報告書（様式第 5 号）、事業所別実績内訳表（別紙 1-2）、対象車両ごとの燃料費がわかる請求書又は領収書等の写し、その他関係書類

※実績報告も「法人単位」で行ってください。領収書の写し等は、確認しやすいように対象車両ごとに仕分けて提出してください。

※「事業終了」とは、各対象車両への燃料代支払額が交付申請額を上回った時、または令和 5 年 2 月 28 日をもって事業終了とする。

5. 書類提出・お問い合わせ先

〒907-8501

沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

石垣市役所 福祉部介護長寿課 給付認定係

電 話 0980-87-6022 FAX 0980-83-5525

メール kaigo@city.ishigaki.okinawa.jp

※お問い合わせの際は、件名に「【石垣市燃料費補助金】」と入れてください。

6. 留意事項

交付を受けた事業者は、補助金に係る関係書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後 5 年間保管してください。

【 別表 】

対象施設・事業所等	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与 ※各介護予防サービスを含むとともに、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている通所型サービス（第1号通所事業）及び訪問型サービス（第1号訪問事業）も含む。
-----------	---